

福島市公共下水道計画区域内開発行為等に伴う取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福島市下水道条例第3条第1項第6号に規定する処理区域内及び、福島市公共下水道全体計画区域内において、「都市計画法第33条第1項及び都市計画法施行令第26条第2項」、「都市計画法に基づく開発許可の基準等に関する条例」及び「福島市開発行為等指導要綱」、「福島市下水道条例」及び「福島市下水道条例施行規程」（以下「下水道条例」、「下水道施行規程」という。）に基づき、下水道施設の建設及び下水道施設を利用して雨水排水を行う開発行為等に対し、必要な事項を定めることを目的とする。

(下水道施設計画に当たって)

第2条 開発行為等に伴う下水道施設の建設計画は、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）と、接続及び施設建設後の帰属の為、事前に協議し、承認を得るものとする。

2 開発行為等に伴う協議担当部課（係）は次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------------------|--------------|
| (1) 下水道施設建設計画（汚水施設及び雨水流出抑制施設）について | 下水道整備課計画係 |
| (2) 下水道既設管接続及び帰属申請について | 下水道管理課下水道管路係 |
| (3) 宅地内排水設備について | 下水道管理課生活排水係 |
| (4) 下水道事業受益者負担金について | 上下水道総務課料金係 |

(下水道施設の帰属について)

第3条 開発行為等に伴う下水道施設の帰属については、都市計画法第32条の手続きの承認を経て、工事完成後、管理者に工事完成届（竣工図、工事写真、施設材料調書）を提出して工事検査を受けるものとし、工事検査に合格した施設のみ、帰属申込書により管理者が受け取るものとする。

なお、市道認定を受ける道路に下水道施設を帰属させる場合は、道路占用申請用の竣工図2部を管理者へ提出すること。

2 開発行為等による道路が市道等の公道とならず私有道路になる場合、私有道路所有者の下水道施設使用の承諾を確認するため、「福島市私有道路内公共下水道布設要綱」第5条第三号の「私有道路内公共下水道布設承諾書（様式第4号）」と印鑑登録証明書を提出すること。

(開発行為の協議)

第4条 開発区域内において、下水道施設の計画が出来ない場合においても、将来上下水道局（以下「局」という。）が立案している下水道計画の支障とならないよう、管理者と

協議の上、開発計画に当たるものとする。

(下水道施設建設条項)

第5条 管理者が管理する下水道施設への接続及び施設建設に対し、下水道条例及び下水道施行規程、次の各号により施工するものとする。

- (1) 下水道管種は、下水道塩化ビニル管等、外圧に対し、十分耐えられる材質の物を使用するものとする。
- (2) 下水道本管断面は、汚水管渠については最小管径 200mm とし、雨水管渠及び合流管渠については、最小管径 250mm とする。
- (3) 下水道本管布設勾配は、汚水管渠については、流速 0.6m/秒～3.0m/秒、標準勾配は 3.5‰とし、雨水管渠及び合流管渠については、流速 0.8m/秒～最大流速 3.0m/秒となるように設定する。なお、推奨される流速は 1.0m/秒～1.8m/秒である。
- (4) 下水道本管の埋設位置及び深さについては、土被りH=1.20m以上を原則とするが、これによりがたい場合は、別途協議し、決定するものとする。
- (5) 建設を行う下水道施設については、「レベル1地震動」以上の耐震性能を確保すること。
- (6) 管渠埋設に伴う掘削深が 1.5m以上となる場合は、土留工を設け、施工の安全を図ること。なお、埋戻材については、管底より 10cm、管頂より 30cm までは良質土(山砂等)で保護し、その上部については、切込碎石及び良質土により施工し、道路機能を損なわないものとする。
- (7) 管渠の外圧(載荷重が管の耐荷力を超える場合)に対する保護については、コンクリート又は鉄筋コンクリートで巻立てし、保護するものとする。
- (8) 管渠の内面保護については、管渠の内面が摩擦、腐食等によって損傷する恐れのあるときは、耐摩耗性、耐食性に優れた材質の管渠を使用するか、管渠の内面を適切な方法でライニング又はコーティングを施すものとする。
- (9) 管渠の接合について、管渠の管径が変化する場合、又は2本の管渠が合流する場合の接合方法は、原則として水面接合又は管頂接合とする。地表勾配が急な場合には、地表勾配に応じて段差接合又は段階接合とする。
- (10) 2本の管渠が合流する場合の中心交角はなるべく 60 度以下とし、曲線をもって合流する場合の曲線半径は、内径の5倍以上とする。
- (11) 管渠の継手については、水密性及び耐久性のある可とう性の継手を用いること。
- (12) 管渠の基礎工について、硬質塩化ビニル管、強化プラスチック複合管等の可とう性管渠は、原則として自由支承の砂又は基礎碎石とし、条件に応じてベットシート、布基礎等を設ける。なお、基礎工の施工については、不等沈下の無いように入念に施工するものとする。

- (13) 管理用マンホール設置については、管渠の起点、管渠の方向・勾配・管径の変化する箇所、段差の生じる箇所及び管渠の会合する箇所に必ず設けるものとする。管渠の直線部のマンホール最大間隔は、管渠径によって表1を標準とする。

表1 マンホールの管渠径別最大間隔

管渠径 (mm)	600 以下	1,000 以下	1,500 以下	1,650 以下
最大間隔 (m)	75	100	150	200

- (14) マンホール種類及び構造については、JIS 規格製品を使用し、管理者の承認を得るものとする。形状別用途は表2-1、表2-2及び表2-3による。

表2-1 標準マンホールの形状別用途

呼 び 方	形 状 寸 法	用 途
1 号マンホール	内径 90 cm 円形	円形管の起点及び 600mm 以下の管の中間点並びに内径 450mm までの管の会合点
2 号マンホール	内径 120 cm 円形	内径 900 mm以下の管の中間点及び内径 600 mm以下の管の会合点
3 号マンホール	内径 150 cm 円形	内径 1200 mm以下の管の中間点及び内径 800 mm以下の管の会合点
4 号マンホール	内径 180 cm 円形	内径 1500 mm以下の管の中間点及び内径 900 mm以下の管の会合点
5 号マンホール	内のり 角形 210×120 cm	内径 1800 mm以下の管の中間点
6 号マンホール	内のり 角形 210×120 cm	内径 2200 mm以下の管の中間点
7 号マンホール	内のり 角形 300×120 cm	内径 2400 mm以下の管の中間点

表2-2 標準マンホールの形状別用途

呼び方	形状寸法	用途
特1号マンホール	内径 60×90 cm 角形	土被りが特に少ない場合、他の埋設物の関係等で1号マンホールが設置できない場合
特2号マンホール	内径 120×120 cm 角形	内径 1,000 mm以下の管の中間点で、円形マンホールが設置できない場所
特3号マンホール	内径 150×150 cm 角形	内径 1,200 mm以下の管の中間点で、円形マンホールが設置できない場所
特4号マンホール	内径 180×120 cm 角形	内径 1,500 mm以下の管の中間点で、円形マンホールが設置できない場所
現場打ち管渠用マンホール	内径 90, 120 cm円形 内のり D×120 cm角形	長方形管渠、馬てい形きよなど及びシールド工法等による管渠の中間点。ただし、Dは管渠の内幅
副管付きマンホール	内のり 300×120 cm 角形	内径 2,400 mm以下の管の中間点

表2-3 小口径マンホールの形状別用途

種類	形状寸法	用途
塩ビ起点 KT	内径 30 cm 円形	内径 250mm 以下の硬質塩化ビニル管の起点
塩ビ屈曲 L (曲り角度)	内径 30 cm 円形	内径 250mm 以下の硬質塩化ビニル管の 15 度、30 度、45 度、60 度、75 度、90 度の屈曲点
塩ビ合流 ST (合流角度)	内径 30 cm 円形	内径 250mm 以下の硬質塩化ビニル管の 45 度、90 度の会合点
塩ビ合流 ST (ストレート)	内径 30 cm 円形	内径 250mm 以下の硬質塩化ビニル管の中間点
塩ビ落下 DR (ドロップ)	内径 30 cm 円形	内径 250mm 以下の硬質塩化ビニル管の落差点

(15) 取付管の施工については、下記により行うものとする。

- ・ 布設方向は、本管に対し、直角かつ直線的に布設する。
- ・ 本管取付け部は、本管に対して 60 度又は 90 度とする。なお、取付管は本管の管頂 120 度の間に取り付ける。
- ・ 取付管の勾配は 10%以上とする。
- ・ 取付管の最小管径は 150mm とする。

(16) 各家庭の汚水枡の位置については、円形で塩化ビニル製を標準とし、資材については管理者の承認を得るものとする。

- ・内径は 20cm～60cm とし、枡の深さは 1m程度とする。
- ・蓋は鋳鉄製の密閉蓋とする。
- ・設置位置は、基本的に宅地内とし、官民境より約 1m以内とする。

(17) その他、管理者が特に必要と認めた施設。

(宅地排水設備について)

第6条 開発区域において、排水設備を施工する場合、下水道条例に基づき手続きの上、施工するものとする。

(受益者負担金について)

第7条 下水道施設建設に伴う下水道事業受益者負担金（以下「受益者負担金」という。）については、次の各号に定めるものとする。

- (1) 開発行為等により施工した下水道等（下水道本管及び公共下水枡）を局に帰属した場合、受益者負担金を免除又は減免することができる。ただし、既存の公共汚水枡を使用する土地及び開発行為者施工の下水道本管を経由することなく局の公共下水道に直接接続した土地については、免除又は減免としない。
- (2) 開発行為等の申請地区がすでに受益者負担金を賦課決定し、徴収済（5年分割完了又は一括納付）である場合、受益者から減免の申請があっても減免しないものとする。なお、未納分がある場合は、その分を徴収することができる。
- (3) 受益者負担金を賦課決定し、その納付期間中（5年間）に開発行為がなされた場合、納付の到来していない受益者負担金より減免するものとする。

2 この減免の取扱いは「県北都市計画福島下水道事業受益者負担に関する条例」第8条第2項第5号により、「県北都市計画福島下水道事業受益者負担に関する条例施行規程」別表第2下水道受益者負担金減免基準第7号に該当し、減免率 100 パーセントとする。

(雨水流出抑制施設の設置基準)

第8条 開発行為等に伴い公共下水道施設へ雨水を放流する場合において、雨水流出抑制施設（以下「施設」という。）を設置すべき基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 施設設置の対象範囲は、合流区域、分流区域内の雨水渠及び都市下水路に直接雨水を流入させる区域とし、対象事業は、市街化区域において開発区域の面積が 1,000 m²以上の開発行為等とする。なお、市街化調整区域等における開発行為等については、当該地区の特性に応じ、開発建築指導課、河川課及び農林整備課と個別に協議を行うものとする。

- (2) 雨水流出量の算定は、最新の「福島市公共下水道事業計画」（以下「事業計画」という。）に定める降雨強度式、流出係数等の諸元を基準として算定するものとする。
- (3) 雨水流出抑制量は、事業計画により定められた公共下水道施設の流下能力と既存の雨水排水施設の流下能力との差を基準として決定する。施設の規模及び貯留量の算定は、「福島市公共下水道雨水流出抑制施設設置指針」に基づき行うものとし、算出根拠となる計算書を下水道整備課へ提出し、その審査を受けなければならない。

（その他の事項）

第9条 この要綱に定めるもののほか、管理者が公益上特に必要と認めた場合は、この限りではない。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。